

交通災害共済への加入のお願い

本年も交通災害共済加入の時期となり、申込書が令和4年2月7日頃から各戸に郵送されます。
(市内全戸に郵送するため、龍江地区内でもご家庭に届く日に若干の差が出る場合があります)
この共済に加入しますと、万一交通事故にあった時に見舞金を受け取ることができます。
強制加入ではありませんが「**1人400円のお守り**」だと思ってご加入いただければ幸いです。

記

申込み方法

下記事項に注意して記入し、現金を添えて組長さんにお渡し下さい。

組合で集めない場合は個人でお持ちいただきますようお願いいたします。

※組長さんは大変お手数ですが、組合内のとりまとめをお願いします。

○飯田市内の金融機関（郵便局を除く）

○自治振興センター（平日：8：30～17：15）※祝日・日曜日は休業です。

休日・夜間の龍江公民館宿日直では、対応しておりませんのでご注意ください。

○飯田市役所会計窓口・証明発行窓口

・月曜日～金曜日・・・8：30～19：00

・土曜日・・・8：30～17：15 ※祝日・日曜日は休業です。

月曜日・休み明け・月末は窓口が大変混みあいます。（三密にご注意下さい）

申込書記入の注意事項・・・裏面の記入例を参考にしてください。

① 加入できる人は、飯田市内に住所のある方に限ります。

但し、就学のため市外に居住している学生は加入できます。

この場合、空欄に氏名と記事欄に「〇県〇市へ就学中」と、3枚とも記入して下さい。

② 小中学生は学校で団体加入となるため記載はされません。

③ ※印が氏名の横についている人は、就学前のお子様です。

この中で、保育園・幼稚園に通いはじめる、あるいは通っているお子様は保育園で団体加入となりますので、氏名を二本線で3枚とも消してください。

④ 加入を希望しない人は、その人の氏名を二本線で3枚とも消してください。

★締め切りは原則として令和4年3月31日（木）です。

※期限を過ぎても申し込みはできますが、4月1日以降に申し込まれた場合は、その翌日から会員資格が発生することになりますのでご注意ください。

交通災害共済申込書記入例

○ 長野県民交通災害共済組合申込書

会員番号 11-123

住 所 399-2221 (龍江羽入田一〇) 飯田市龍江4517番地 龍江 一郎 様		領 収 印
00000		1人年額400円 ④3人 1200円
加入者氏名	指定受取人	市記事欄
1 龍江 一郎		
2 龍江 和子		
3 ① ※龍江 花子		
4 ② 龍江 和夫		
5 ③ 龍江 好子		〇県〇市へ就学中
6		
7		

◎申込書を記入するときは、3枚全て同じように記入してください。

- ① 龍江 花子ちゃんは、保育園に通園している。 ⇒ 二本線で消す。
- ② 龍江 和夫さんは、寝たきりで動けないので加入しない。 ⇒ 二本線で消す。
- ③ 龍江 好子さんは、学生で県外に行っているが、加入する。
⇒ 空欄に氏名を書き加え、記事欄に「〇県〇市へ就学中」等記載する。
- ④ 加入者の人数が合計3人となるので「3人」。
3人×400円なので、「1200円」と記入する。

「自治会・町内会」等
役員の皆様へ

ご協力をよろしくお願いいたします。



長野県民
交通災害共済

年会費 1人 400円

見舞金 2万円 実入院
実通院 2日 ~ 最高 100万円

長野県民交通災害共済組合

(この事業は県内15市で構成する当組合が運営しています)

『長野県民交通災害共済』って何？



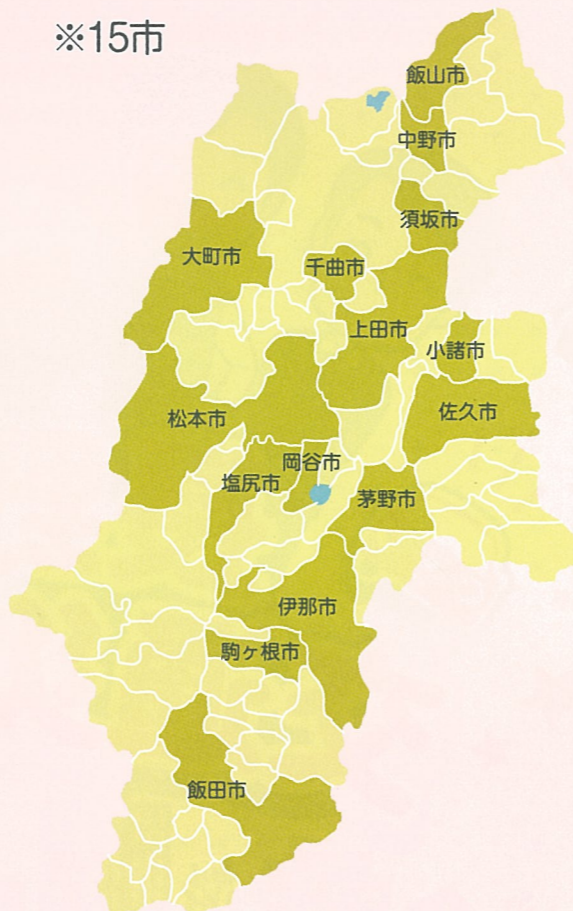
県内15の市※が共同で行っている事業で、
思いがけず交通事故にあわれた方々に
見舞金を差し上げるという助け合いの制度です。

この共済は、日本が車社会となり交通事故が増加した昭和43年（1968年）に被災者救済のため、同じ共済制度の実施を計画していた県内の市が集まり設立されました。現在では、15の市が共同で行っています。（その事務は、地方自治法に基づく特別地方公共団体である長野県民交通災害共済組合が運営し、市と協力して行っています。）

この共済には、15市の市民であれば、どなたでも加入することができ、そして、会費を納めて会員になった方が、**万一交通事故にあい負傷されたときに、会員一人ひとりの助け合いのもと、お見舞金を差し上げる制度です。**

この助け合いの制度は、住民の生活の安定と福祉の増進に役立つことを目的としています。

※15市



令和2年度は、会員数は60万4,131人で、
2人に1人以上の方が加入されました。

また、自動車や自転車などの交通事故に対して、1,620件、
9,502万円（1件当たり5万8,657円）のお見舞金をお支払いしました。



- 事業内容など、詳しくは戸別配布のチラシをご覧ください。
- 会員から共済見舞金請求手続きについて相談を受けた場合は、請求者ご本人から直接、市役所へお問合せくださいますようお願いいたします。

民間の自動車保険に 加入しているから入らなくていい？



この共済は、自動車保険とは異なります。
助け合いの制度であることにご理解をいただき、
ご加入をお願いします。

自動車保険は車を運転する方の万一の補償ですが、この共済は、子どもからお年寄りまで、どなたでも少額の会費で加入でき、自動車だけでなく、自転車等の交通事故で負傷された方にも、お見舞金を差し上げる助け合いの制度です。

なぜ自治会や町内会の協力が必要なの？



少額の会費で充実した見舞金制度を
維持するためです。

自治会や町内会の役員の皆様のご協力により、共済は身近なものとなり、住民の誰もが加入しやすくなりますので、より多くの方に加入いただくことができます。

そのため、一人ひとり年400円という少額の会費であっても、交通事故にあい負傷された方に対し、できるだけ多くのお見舞金を差し上げることができます。

**会費400円での運営を維持し、一人でも多くの方を救済するためにも、
皆様のご協力がぜひ必要ですので、今後ともご協力をお願いします。**

（ご協力いただいた自治会各位には、手数料等をお支払いしております。）

みんなが安心
みんなが加入





皆様に支えられ50余年、
長野県民交通災害共済は、
これからも交通事故の被災者のために
助け合いの輪を広げます。

《お問合せは》お住まいの市役所担当窓口へ

窓口一覧

◆松本市役所 地域づくり課
(0263)34-3280(直通)

◆小諸市役所 生活環境課
(0267)22-1700(内線2275)

◆飯山市役所 市民環境課
(0269)67-0726(直通)

◆上田市役所 生活環境課
(0268)22-4140(直通)

◆伊那市役所 生活環境課
(0265)78-4111(内線2216)

◆茅野市役所 市民課
(0266)72-2101(内線255)

◆岡谷市役所 市民生活課
(0266)23-4811(内線1166・1172)

◆駒ヶ根市役所 危機管理課
(0265)83-2111(内線222)

◆塩尻市役所 地域づくり課
(0263)52-0280(内線1151)

◆飯田市役所 危機管理室
(0265)22-4511(内線2435)

◆中野市役所 市民課
(0269)22-2111(内線238)

◆佐久市役所 生活環境課
(0267)62-3094(直通)

◆須坂市役所 市民課
(026)245-1400(内線3240・3248)

◆大町市役所 市民課
(0261)22-0420(内線463・464)

◆千曲市役所 生活安全課
(026)273-1111(内線2241)